

令和4年度（2022年度）豊中市PRプロモーション業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務の目的

この業務は、都市ブランドの向上をめざすものとして、本市の発行物等を通して伝わるブランドイメージを高める要素を視覚的に統一するとともに、紙媒体とWEB媒体の効果的な組み合わせにより、市内外に幅広く本市の魅力を伝え、「暮らしの舞台」として選ばれるまちとなることをめざす。あわせて本年度、「とよなか音楽月間」が10周年を迎えることを契機に、本市の貴重な資源の一つである「音楽」をテーマとした本市の魅力を市内外に発信し、「音楽あふれるまちとよなか」というブランドイメージを定着させることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度（2022年度）豊中市PRプロモーション業務

(2) 業務内容

別添「令和4年度（2022年度）豊中市PRプロモーション業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日まで。

(4) 予算額

委託料の上限額：8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※別途契約締結にかかる交渉を行うため、この提案上限価格での契約を約するものではない。

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公募日において、豊中市入札参加資格を有し、かつ「令和3年度・令和4年度の豊中市入札参加資格」の認定を受けていること。
- (3) 市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 過去 5 年の間に、本業務と同様の PR プロモーション業務（自治体及び企業におけるブランド及びイベントの大規模 PR プロモーション業務をいう）を請け負うとともに完了した実績があること。

4. 日程

	第一次審査がある場合 (応募者が 5 者以上の場合)	第一次審査がない場合 (応募者が 5 者未満の場合)
実施要領の公表	4 月 8 日（金）	
質問事項の締切	4 月 15 日（金）午後 5 時まで（必着）	
質問事項への回答	4 月 20 日（水）	
企画提案書の提出期限	4 月 28 日（木）午後 5 時まで（必着）	
第一次審査結果の通知予定日	5 月 11 日（水）	5 月 9 日（月）
提案への質問事項送付	5 月 13 日（金）	
質問事項への回答期限	5 月 18 日（水）	

第二次審査 (プレゼンテーション)	5月23日(月)
第二次審査結果の通知予定日	5月26日(木)
委託契約の締結予定日	5月末

※いずれも、令和4年(2022年)。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知する。

5. 応募書類

(1) 参加表明書(様式1)

(2) 企画提案書

- ・企画提案書の用紙サイズはA4判とし、以下の①②③④⑤⑥の内容を必ず記載すること
- ・企画提案事項については、イラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること(下記【参考】を参照してください。)

(1) 企画提案事項(様式自由)

①豊中市ブランドデザインマニュアルの制作

豊中ブランド戦略に示すブランドアイデンティティ等を踏まえ、本市のブランドデザインマニュアルの基本的な考え方や各要素デザインを規定していく際の考え方を示すこと。また、それに則り、次の要素についてのラフイメージを示すこと。

- ・市役所名(漢字・ローマ字)と市章の組み合わせのラフデザイン及びその意図等

②市公用封筒と職員名刺のデザイン制作

市公用封筒と職員名刺のデザインのラフイメージを示すこと。ブランドロゴ配置は必須。実際に使用する封筒の仕様等は以下のとおり。

- ・角1ひも付き(270mm×382mm、センター貼り、マチ付。活字1色刷り、郵便番号枠なし)
- ・角2(240mm×332mm、サイド貼り。活字1色刷り、郵便番号枠有)
- ・長3(120mm×235mm、サイド貼り、アドヘア付。活字1色刷り、郵便番号枠有)

※いずれも、紙質は再生紙、紙厚は角1は120.0g、角2・長3は85.0g、紙色はいずれもクラフト(茶色)。

③市PR冊子・ポスターの製作

表紙デザインのラフイメージをご提案ください。また、市の魅力・特長や、各施策を参照の上、冊子のコーナー(分野)分けのアイデア(コーナーごとのタイトル名称含む)とコーナーごとのデザインのラフイメージをご提案ください。また、冊子・ポスターの形状(紙質等)及び納品可能な部数をご提案ください。紙質については、紙見本をご提出ください

④「とよなか音楽月間」パンフレット・ポスター作成

パンフレットの表紙デザインのラフイメージ及びパンフレット全体の構成イメージをご提案ください。なおパンフレット表紙には既存の「とよなか音楽月間」ロゴを配

置すること。また、ポスター・パンフレットの形状（サイズ・紙質等）及び納品可能部数をご提案ください。紙質については、紙見本をご提出ください。

⑤「音楽あふれるまちとよなか」を PR するイメージ動画の制作

動画の制作イメージをご提案ください。（絵コンテ、文章等で構いません。）

⑥「音楽あふれるまちとよなか・とよなか音楽月間」の PR プロモーション

活用する手法・媒体とそのねらい等についてご提案ください。

〈2〉業務実績・業務執行体制調書（様式 2～5）

①提案者の概要（様式 2）

- ・「従業員（人）」は企画提案書提出時の現員を記入すること。
- ・「業務内容」は代表的な業務分野を記入すること。
- ・「組織図」は企画提案書提出時の組織図を記入すること。（別紙での提出も可能とする）

また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を明示すること。

②提案者の業務実績（様式 3）

- ・平成 29 年度（2017 年度）以降に受注したイベント PR 業務の実績を記入すること。

③総括責任者及び担当者の業務実績（様式 4）

- ・「従事分野の経歴等」は本業務に関して担当する活動分野について最終学校卒業後の経歴を記入すること。
- ・「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、平成 29 年度（2017 年度）以降に担当したイベント PR 業務等のうち、代表的なものについて、当該業務の概要及び担当した分野（総括、企画など）を記入すること（複数記入可）。

④業務執行体制調書（様式 5）

- ・本業務の実施にあたってチームで取組む体制及び特徴を記入すること。
- ・役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。
- ・現在担当している業務数の欄には、契約金額で税込み 150 万円程度以上の業務数を記入すること。
- ・主な勤務場所は都道府県名を記入すること。
- ・様式 5 のレイアウトは適宜に変更することを可能とする。

⑤業務計画予定書（様式自由）

- ・作業項目ごとに実施時期を実線で記載すること。
- ・用紙 1 枚に収まるように記載すること。

(3) 見積書（様式自由、サイズは A4 判で作成すること。）

件名：令和 4 年度（2022 年度）豊中市 PR プロモーション業務見積書

- ・見積額は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。
- ・内訳書を添付すること。

(4) 公募日から過去 3 年以内の処分歴等の有無（様式 6）

- ・公募日：令和 4 年（2022 年）4 月 8 日（金）
- ・該当の有無を記入すること。

- ・措置を受けた場合はその内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合はその写しを添付すること。

(5) 提出形式

- ・提出部数：①応募書類（１）～（４）各１部、②応募書類（２）のデータ
- ・形式：①A4判縦型・左端綴、②CD-R

（注）①について、参加表明書（様式1）及び（3）見積書は社印及び代表者印を押印すること。応募書類一式をファイル等で綴じずにクリップ等で止めて提出すること。②については、データ内にある提案者名（社印・代表者印・個人名含む）が見えないようにして提出すること。

6. 応募書類の提出

(1) 提出先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 文化芸術推進係（第一庁舎5階）

TEL:06-6858-2717

(2) 提出方法：持参又は郵送

- ・持参の場合：月～金曜日 午前9時から午後5時

(3) 提出期限：令和4年（2022年）4月28日（木）午後5時（必着）

7. 応募書類の取り扱い

- (1) 提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めません。
- (2) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、第一優先交渉権者の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された応募書類等は返却しない。
- (4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とする。
- (5) 郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認すること。

8. 質疑対応

質問がある場合は、「質問書」（様式7）をメールで事務局あてに提出すること。

- ・提出先アドレス：bunka@city.toyonaka.osaka.jp

- ・提出期限：令和4年（2022年）4月15日（金）午後5時（必着）

なお、提出されたすべての質問及び回答は、令和4年（2022年）4月20日（水）

に、市のホームページに掲載し、個別には回答しない。なお電話等メール以外の方法で質問は受付けない。

9. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会において、企画提案書、見積金額、第一次審査及び第二次審査で提案内容を総合的に評価し、第一優先交渉権者を選考する。

〈1〉第一次審査

- ①応募事業者が5者以上の場合、提出書類の内容を踏まえて採点を行い、合計得点に

より順位を決定し、上位4者により第二次審査を行う。第一次審査がない場合は、その旨の通知を令和4年（2022年）5月9日（月）に全応募者あてに通知する。

②第一次審査通過者には、その旨と第二次審査（プレゼンテーション）の案内、その他の応募者には選考外となった旨を令和4年（2022年）5月11日（水）に通知する。

〈2〉第二次審査

①第二次審査は、提案書及び提出書類の内容について書類審査を行う。提案内容について質問事項等がある場合はメールでその内容を通知し、応募者からの回答も踏まえ、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とする。ただし、合計得点の最も多い提案者が複数であった場合は、審査委員の多数決によって第一優先交渉権者を決定する。

(2) 審査項目

審査項目	配分点数	評価ポイント
①業務実績・体制	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の業務実績 ・業務の体制 ・責任者・担当者の業務経歴及び保持資格、専任性
②ブランドデザインマニュアル制作及び市公用封筒・職員名刺デザイン制作	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・市のブランドイメージの表現 ・豊中らしさや、新たな魅力や価値の創造
③市PR冊子・ポスターの制作	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・市の魅力、各施策の特長をとらえているか。 ・豊中らしさや、新たな魅力や価値の創造
④とよなか音楽月間パンフレット・ポスターの制作について	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでのイメージを損なうことなく、新たな魅力を加味したものとなっているか。 ・構成が見やすく読みやすいものか。
⑤「音楽あふれるまちとよなか」PR動画の制作	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・市のブランドイメージを高めているか。
⑥音楽あふれるまちとよなか・とよなか音楽月間PRプロモーションについて	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・訴求対象、期間、話題性、目につきやすさなど、効果的なPRとなっているか。 ・紙媒体とデジタル媒体などが効果的に組み合わせられているか。
業務見積	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済性及び金額の妥当性
処分歴等	マイナス 評点	<ul style="list-style-type: none"> ・公募日から過去3年以内の処分歴等

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和4年（2022年）5月26日（木）にメールと郵便にて通知する。

なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続を経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を

約束するものでない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市のホームページ等により公表する。

10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合

(2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(5) 委託限度額を超える提案を行った場合

(6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合

(7) 提案書類において虚偽の記載があった場合

(8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合

(9) 一団体に複数の提案をした場合

(10) 提案に関して談合等の不正行為があった場合

(11) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合

(12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合

(13) 審査の公平性を害する行為があった場合

(14) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

11. 契約の締結

(1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、令和4年(2022年)5月末の契約締結を目途に、市と契約手続を行う。

なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。

(2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。

(3) 本業務の受託者は、「豊中市財務規則」に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと(受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く)。

12. 留意事項

(1) 本プロポーザル方式に要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な複製を作成する必要がある。

- (3) 提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報を含む。）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することができない。
- (6) 本プロポーザル方式の応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

1 3. 応募・質問等の問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 文化芸術推進係

TEL : 06-6858-2717

FAX : 06-6858-3684

Mail : bunka@city.toyonaka.osaka.jp

【参考】

○豊中市ブランド戦略

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/brand/brandsenryaku.html>

○豊中市魅力発信サイト

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/index.html>

○市PR冊子

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/relife/toyonakapr.html>

○豊中市市章規則

https://www1.g-reiki.net/toyonaka/reiki_honbun/k205RG00000008.html

○豊中市ブランドロゴ

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/brand/brandlogo.html>

○豊中市文化芸術推進基本計画

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/bunka/culture_plan/bunkakeikaku.html

○「とよなかまちなかクラシック」

とよなか音楽月間の中心的事業のひとつ。日本センチュリー交響楽団が特別にアンサンブルを編成し、普段演奏されることがない市内の寺院、教会等を会場に上質なクラシック演奏を届ける。

この上質なイメージが「とよなか音楽月間」全体のイメージを作り上げている。

○「とよなか音楽月間 10周年」実施予定の中心的な事業

①豊中まちなかクラシック 9公演 11会場（拡充）

②0さいからのコンサート（新規）

③こども向け音楽イベント（新規・10件程度）

④飲食店等でのライブコンサート（新規・5件程度）

⑤日本センチュリー交響楽団と小学校のブラスバンドクラブ、高等学校の吹奏楽部との共演

⑥こども音楽フェスティバル

⑦その他の音楽イベント